

会社法制（企業統治等関係）部会資料14に対する意見

平成29年12月6日
経済産業省 産業組織課
企業会計室

会社法制（企業統治等関係）部会資料14「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案のたたき台（1）」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

一．「第1部 株主総会に関する規律の見直し」の「第1 株主総会資料の電子提供制度」について

1．「2 電子提供措置」について

②について、電子提供措置を開始する日を招集通知の発送期限とは別に定めるにあたっては、印刷等に要する時間が不要になること等により、電子提供により提供時期の早期化が可能となることを想定しているものと理解している。

総会関係資料の作成、監査、印刷及び発送等については、企業規模や株主数の違い等により実務が異なるため、電子提供開始日について、前倒し可能と想定される時間も異なることを十分に想定しつつ、ご検討いただきたい。

2．「3 株主総会の招集の通知」の「(1) 発送期限」について

全株主に郵送することとなる招集通知について、発送期限を現行よりも早める選択肢が提示されているのは、上記1の論点と同じく、株主総会資料の電子提供開始によって、印刷が必要となる書面や部数が減少することにより、発送の早期化が可能となることが想定されているためと理解している。

書面交付請求株主がそれほど多くない場合には、企業の効率化努力等とも相まって一定の早期化が可能となることは想定されるが、電子提供開始当初は書面交付請求株主と電子提供のみの株主の区別といった新たな事務への対応が必要となること等から、電子提供開始と同時に招集通知発送期限を早めることが

できるか否かについては慎重な検討が必要と考える。

3. 「(第1の後注3)」のイについて

ウェブ開示によるみなし提供制度は、株主に対して書面等により提供すべき情報が多くなっている中、印刷代や郵送料を大きく増大させることなく情報開示の充実を可能とする制度と理解している。みなし提供制度の利用率は年々増加し、平成29年で7割弱（66.6%）に達しており、この制度を利用することによって、計算書類の注記表等を書面から割愛し、一方で特に重要と考えられる情報について、紙面を割いて株主によりわかりやすく提供する努力が行われている。

仮にみなし提供制度が廃止されれば、みなし提供制度利用企業が書面交付請求株主に対して郵送する総会関係資料の分量は増大することになるが、電子提供制度開始と同時に株主による書面交付請求が認められる以上、これまで紙で提供されていなかった情報についてまで書面での交付を義務づける必要性は乏しいと考えられる。

したがって、ウェブ開示によるみなし提供制度を維持するべきと考える。

二. 「第2部 取締役等に関する規律の見直し」の「第1 取締役等への適切なインセンティブの付与」について

1. 「1 取締役の報酬等」について

(1) 「(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」について

取締役の報酬等は、取締役に対して適切なインセンティブを付与するための手段としてコーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つであり、その決定過程の透明性及び公正性を確保することが重要であるところ、かかる観点からは、例えば社外取締役等で構成される任意の報酬委員会への諮問を経る等、取締役の報酬等の内容を決定するプロセスを定め、これを明らかにすることも重要である。

このような観点から、(注1)の「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に含まれるものとして、「取締役の報酬等の内容に係る決定過程に関する方針」も追加してはどうか。

(2) 「(5) 情報開示の充実」について

現在、成長戦略に基づき、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、関係省庁が共同して、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法

の明確化・周知等の検討を行っている。

役員等の報酬については、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書においても開示が求められているところ、実質的に同じ内容の情報が、異なる制度の下で形式的に異なる開示要件として定められることが無いよう、適切なものについては制度上共通化することも含めて検討が行われることが期待される。

2. 「2 会社補償」について

本提案において、和解金については、損害賠償金と全く同一に取り扱うこととされているが、和解金は、必ずしも損害賠償金に近い性質を有するものではなく、例えば争訟等の初期段階において今後要する費用の見込み額を前提として和解がなされるような場合等、むしろ費用に近い性質を有する場合もあると考えられる。また、役員等が善意無重過失であるかどうかについては、損害賠償請求に係る判決においても明確にならない場合もあると思われるが、特に、和解が成立した場合においては、これが確定していないことが通常であると思われるところ、このような場合に、株式会社において役員等が善意無重過失であるかどうかを判断し、補償を実行することは困難であると考えられる。以上を踏まえると、和解金を一律に損害賠償金と同一に取り扱うことは必ずしも妥当でないように思われる。

例えば、和解金のうち、取締役会等が相当と認めた額については、費用に準じた要件の下で会社補償を認めること等も考えられるところであり、和解金の取扱いについては、引き続き本部会で検討を行うことが必要であるため、「和解に基づく金銭の支払により生ずる損失の取扱いについては、なお検討する」旨の注記を追加してはどうか。

また、株式会社が第三者に対して損害を賠償した場合に役員等に対して求償可能な部分を会社補償の対象から除外することについては、結局、株式会社が役員に対して第三者に生ずる損害賠償金を補償することができる場面が極めて限定されることになるという問題があり、また、この点に関連して、業務執行取締役等である取締役にも責任限定契約の締結を認めることと併せて議論する必要性も指摘されている。以上の2点についても、引き続き本部会で検討を行うことが必要であるため、その旨の注記を追加してはどうか。

3. 「3 役員等賠償責任保険契約」について

①の（注）について、生産物賠償責任保険（PL保険）や自動車賠償責任保険等は、これまで本部会において議論の対象とされてきた、いわゆる役員等賠償責任保険契約には含まれないことが前提とされてきたものと思われる。

したがって、①の（注）については、「除外するものとするかどうか」ではな

く、「除外する保険契約の範囲」について、なお検討する旨の記載としてはどうか。

三. 同「第２ 社外取締役の活用等」について

１. 「２ 業務執行の社外取締役への委託」について

本提案に係る規律がセーフ・ハーバーであることは、その趣旨を理解する上で重要な点であることから、中間試案においても、補足説明等で明確にしていたきたい。

また、参考資料３３においても述べたとおり、社外取締役に求められる行為やそれが求められる状況の多様性等に鑑み、①の「都度の委託」の要件に関しては、「都度の委託が不要な行為を定めることや、一定程度事前の包括的な委託や、一部の行為を委託に先行して行うことができることとするか等については、なお検討する」旨の注記を追加してはどうか。

２. 「３ 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任」について

参考資料２６においても述べたとおり、我が国企業を取り巻く経営環境に鑑み、経営陣に広く権限を委譲し、機動的に経営判断を行うことが可能なガバナンス体制の構築を可能とする本提案の意義は認められる。

もっとも、社外取締役の人数に係る①の要件については、現状を踏まえた上での社外取締役の積極的な活用に向けた実効的なインセンティブ付け等の観点からは、他の選択肢も検討する余地があるのではないか。

以上